

忍野村告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

忍野村長 大森 彦一

1 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は事務所の所在地

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル 5 階

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区一丁目 8 番 27 号

株式会社セイコーマート

北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番の 1

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5-1 イオンタワー 1 3 階

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号

株式会社ローソン

東京都品川区大崎 1-11-2

2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等

村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道使用料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日